

## 奈良市放課後児童健全育成事業施設おやつ提供事業仕様書

### 1 事業名

奈良市放課後児童健全育成事業施設（以下「バンビーホーム」という。）おやつ提供事業

### 2 事業概要

放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム）において児童に提供するおやつの調達を行い、働く保護者の負担軽減を図るとともに、一層の公正・透明性を確保し、厳正な徴収管理を行う。保護者がゆとりを持って児童に向き合えるよう支援し、発達過程にある児童に栄養面や活力面に考慮したおやつを提供することを目的とする。

### 3 事業実施期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

### 4 事業実施施設

事業実施施設は、別表1のとおりとする。

### 5 事業実施条件

受注者がおやつを納入した対価として請求することができる契約単価金額については、以下の（1）（2）の費用を含め、受注者とその月に納入したおやつに係る児童1人あたり月額1,500円（税込）を上限とする。

- （1）おやつ調達費用
- （2）事業実施施設への運搬費用

### 6 提供児童数

1か月あたり概ね4,800人（毎月人数の変動あり）  
また、各実施施設には食物アレルギー疾患を有する児童がいる。

### 7 事業内容

#### （1）おやつの調達

1日に提供するおやつの品数は1人3品程度（合計概ね200kcal）とする。  
また、アレルギー疾患を有する児童がいることを十分考慮し、できる限りアレルギー表記の少ない商品を選定すること。

#### （2）納品について

（1）について、市の指定した人数分のおやつ1週間分を、おやつを提供する日を含めて3日前までに、事業実施施設の開所時間内に、事業実施施設に運搬し、納品すること。

3日前が祝日の場合や長期休業日等は別途協議する。また、市が指定した人数に変更が生じた場合には対応すること。

職員がおやつを提供する際に、負担が少なくなるよう配慮された状態にして納品すること。

(3) 商品一覧表について

提供できる品目は50種類以上を有すること。

また、安定した納品に努め、品目に変更等が生じた場合、市と協議のうえ市の指示に従うこと。

8 注意事項

(1) 受注者は、本事業遂行にあたり、市と密接に連絡をとり事業を進めること。

また、実施にあたって疑義が生じた場合には速やかに市と協議し、その指示を受けること。

(2) 市は、受注者が、市が求める報告を行わないときには、現地検査又は改善要求等の必要な指示を行うことができる。

受注者が、それらの指示含め本業務の遂行に関連してなされる市からの必要な指示に従わないとき、その他受注者による本事業の継続が適当でないと市が認めるときには、市は、業務の一部停止を命じ又は契約を解除することができる。

(3) 本事業において食品衛生に関する事故等が発生した場合は、受注者は事故等の原因の特定及び各関係機関の聴取に全面協力をするとともに、当該事故に伴い生じた損害賠償についても受注者の責任において対応すること。

9 支払い

1月分の納品が完了後、受注者が支払いの請求をする時は下記の書類を提出すること。

(1) 請求書（本市の様式）

(2) 実績報告書（別紙1の様式）

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。